慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『読売新聞』における<新聞小説>の編成過程 : 明治二〇年前後、逍遥の思考と意志の行方
Sub Title	The formation of serial stories in newspapers as seen in Yomiuri Shimbun: a case study of how Shoyo's thoughts were accepted around the 20th year of the Meiji pediod
Author	黒田, 俊太郎(Kuroda, Shuntaro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2007
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.93, (2007. 12) ,p.1- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00930001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『読売新聞』における〈新聞小説〉の編成過程

―明治二〇年前後、逍遥の思考と意志の行方

黒田　俊太郎

Ⅰ

『読売新聞』（以下『読売』と省略）が新聞紙条例により創刊以来三度目の発行停止処分を受けたのは、明治二五年一月二〇日のことである。その処分理由について『読売新聞発展史』（読売新聞社社史編集室編、読売新聞社、一九八七・一一）は、前年の一二月二五日の初の衆議院解散を受けた総選挙に関連した記事が原因であった、すなわち、治安妨害の廉によるものと推測している。さらに同書では、「たび重なる発行停止により、経営的には非常な打撃を受けた。かろうじて発行部数の減退を食い止められたのは、文芸上の固い読者層を持っていたからである」として、〈文学〉を希求する固定的読者により、治安妨害を理由とした発行停止処分による経済的損失をカバーすることができたのだとしている。

こうした推測がなされた背景としては、第一に、明治二〇年八月一日から主筆の任にあった高田早苗が、『読売』二

回目の発行停止処分（治安妨害、明治二四・一〇・三）直後、『国民新聞』の徳富蘇峰とともに発起人となって、発行停止の全廃を求めた会合を開き、さらに明治二四年一一月の第二議会に「新聞紙条例改正請願」を提出したことが挙げられるだろう。むろんそうした動向のさらなる背景としては、新聞界全体における、治安妨害を理由とした発行停止処分の激増という事態があった（表「明治一二～明治二五年度新聞紙発行停止及び禁止件数」参照）。第二に、高田の主筆就任と同時に坪内逍遥が客員として紹かれ、さらに明治二二年一二月二一日の尾崎紅葉・幸田露伴の『読売』入社と同時に「文学上の主筆」として正式に逍遥が入社したことに顕著なように、改進党の機関新聞としての政治的側面と文学との二方面の強化を旨とした紙面改革が当時行われており、〈文学新聞〉としての躍進期に『読売』があったという、〈文学史的〉な配置が想定されていることが挙げられるだろう。

だが、明治二一年一月二一日付『官報』（第二七二六号「彙報」欄）を参照すると、『読売新聞発展史』における推測には疑問が残る。

○発行停止　（中略）昨二十日発行読売新聞第五千二百三十二号ハ風俗壊乱スルモノト認メ孰レモ自今発行停止且ツ同号未配布ノ分ハ発売頒布ヲ禁セリ

むろん、『官報』のこの記述のみからでは、「風俗壊乱」の廉であること以上の、具体的な停止理由や問題箇所は不明であるが、総選挙に関連した記事を対象とした処分であるとすることはできないであろう。むしろここで注目したいのは、次に引用する、ある文学者の回想の方である。

表　「明治一二～明治二五年度新聞紙発行停止及び禁止件数」

年度(明治)	12	13	14	15	16		合計	17		合計
停止	2	13	43	84	治安	47	48	治安	32	33
					風俗	**1**		風俗	**1**	
禁止	1	2	0	12	治安	2	4	治安	0	0
					風俗	2		風俗	0	
合計	3	15	43	96			52			33

年度(明治)	18		合計	19		合計	20		合計
停止	治安	25 (22)	27 (24)	治安	17	17	治安	25	30
	風俗	**2**		風俗	**0**		風俗	**5**	

年度(明治)	21		合計	22		合計	23		合計
停止	治安	10	11	治安	74	75	治安	19	19
	風俗	**0**		風俗	**1**		風俗	**0**	
	無届発行	1		無届発行	0				

年度(明治)	24		合計	25		合計
停止	治安	50	61	治安	83	87
	風俗	**11**		風俗	**4**	

＊この表は、『内務省年報・報告書』（第十二巻～十四巻、大日方純夫・我部政男・勝田政治編、三一書房、一九八四・二、三、五）をもとに黒田作成。なお各巻の原本は、第十二巻は国立公文書館蔵の「記録材料」中に収録されている「明治十四年内務省報告書」、「明治十五年内務省報告書」、「明治十六年内務省報告書」、「明治十八年内務省報告書」（請求番号 2A ・ 35-3 ・記 969 ～ 971、973）と、総理府統計局図書館蔵の『明治十七年報告』（請求番号 317 ・ 21-N25h1-884）、第十三巻は国立公文書館蔵の「記録材料」中に収録されている『明治十九年功程報告』、『明治二十年功程報告』、『明治二十一年功程報告』、『明二十二年功程報告』（請求番号 2A ・ 35-3 ・記 974 ～ 977）、第十四巻は国立公文書館蔵の「記録材料」中に収録されている『明治二十三年功程報告』、『明治二十四年功程報告』、『明治二十五年功程報告』（請求番号 2A ・ 35-3 ・記 978 ～ 980）である。

＊明治一八年度については、「明治十八年内務省報告書」では治安妨害の件数が二五であるのに対し、『明治十九年功程報告』では二二となっており、件数に異同がある。ここでは『明治十九年功程報告』の件数を括弧内に入れて両者を表記することにした。

＊「治安」は治安妨害を、「風俗」は風俗壊乱を意味する。

紅葉君が読売に関係するやうになつてから、其紹介で私は時々小説を書いたが、その内で『緑源氏』と云ふもの、為には、たうとう読売が発行停止を食つた事などもある。（中略）その主人公、十五歳のませた美少年が年上の女に誘惑される経路を書いたが、忽ち忌諱に触れて、風俗壊乱発行停止と云ふ厳命に接したのである。

これは、『我が五十年』（袖珍名家文庫第十編、東亜堂、大正九・五）における巌谷小波の回想で、同書には、「大いに悲観」した小波を主筆の高田が食事に誘い、「改進党の機関新聞として、政府攻撃が烈しいので、唯だ『緑源氏』が口実に使はれたに過ぎない」と慰藉したエピソードも付け加えられているが、注目すべきは、小波を「悲観」という心性に追い込んだ、自作が原因で発行停止処分を受けたという自意識についてであろう。そして、小波の「悲観」は、一日平均発行部数一三五四七[1]、定価一枚一銭五厘[2]の『読売』を、解停されるまでの一三日間休止に追い込み、およそ二，六〇〇円の損害を与えたという罪の意識に止まるものではなかったはずだ。日比嘉高は「「モデル問題」の発生　内田魯庵『破垣』」（『国文学　解釈と教材の研究』二〇〇二・七）において、内田魯庵「破垣」（『文芸倶楽部』明治三四・一・一）が発売頒布停止処分を受けた時のことを自らが回想した魯庵「『破垣』禁止当時の回想」（『太陽』明治四二・八）の一節を引き、明治三〇年代半ばに比して明治四〇年代初頭における「発売禁止という処分のもつ処罰性の低下」「文学者側の罪悪感の喪失」を指摘し、禁止当初の「魯庵を律しているのは「士君子」意識に立脚した「恥」の倫理である」としているが、明治二五年という時間において小波に去来した「悲観」の内実も、そうした「「恥」の倫理」に裏打ちされたもので、さらに輪をかけたものであったのかもしれない。というのも、小波の死に際して昭和六年九月六

日付『読売』に掲載された江見水蔭の追悼文「童話に捧げた小波君の生涯」において、江見は「巌谷君の「緑源氏」が風俗壊乱の廉で新聞が発行停止の処分を喰つたこれは小説で新聞が発禁になつた最初のレコードであらう」と、その出来事の前代未聞であったことを伝えているからだ。

とはいえ、ここで小波の「悲観」の内実を問題化するつもりはないのであり、それはもとより不可能なことだが、むしろ江見の発言が決定的に重要なのは、それが〈新聞小説〉概念の編成過程の問題と密接に関連している点にあるだろう。なぜなら、『明治二十四年功程報告』[3]における内務省当局者の発言によれば、明治二四年における風俗壊乱を理由とした発行停止数の急増の理由は、「風俗ニ関スル記事ヲ厳格ニ取締ルノ方針ヲ執リタルトニ因レリ」とされているが、こうした内務当局側の「取締」の「厳格」化の動向は、新聞界にも伝わるところとなり、『読売』紙上でも「従来内務省稗史小説の検視ハ当局者をして充分厳密の取調をなす内規なりしが此程其標準は猶個条を煩加にして苟くも風俗壊乱と認むるものハ直に発売を禁じ毫も寛仮せざることに決せりといふ」（「〇稗史小説の検閲」明治二四・一一・一七）などと報じられ、事実、〈稗史小説〉〈つづき物〉[4]が禁止の対象となる事例はそれ以前から存在しているとすれば[5]、江見が従来の〈稗史小説〉〈つづき物〉と小波の「緑源氏」とを差異化し、「緑源氏」を〈新聞小説〉として認識しているといえそうだからだ。むろん江見の発言は、何らかの物的証拠に基づいたものではなく、漠然とした記憶に依拠したものであったであろうが、同じ時期に『読売』では、〈つづき物〉や雑報が混在した「雑報」欄から「小説」を独立させ、「小説」欄を設置していくという紙面改革が行われていくのであり、また検閲ということが〈新聞小説〉の自律化を何らかの形で促したことが推測できるとすれば、江見による〈つづき物／新聞小説〉の差異化の実践は、例えそれが無意識的なものであれ、等閑視することはできないだろう。

本稿では、〈新聞小説〉の自律化への検閲の影響については十分に論じることはできないが、大新聞すら「小新聞の絵入り物攻勢、続きもの攻勢に押されて勢力がおとろえて来た」[6]というように、〈つづき物〉全盛期にあった明治二〇年前後において、〈つづき物〉を排し、新たに〈新聞小説〉なるものを立ち上げようとしていた『読売』における、〈新聞小説〉の編成過程について検討してみたい。手順としてはまず、〈つづき物〉と〈新聞小説〉とが概念的に分化し始めたとされる原初的地点を概観し、次に、〈つづき物〉をそれとして存立させるために下支えしたであろう性質としての〈つづき物〉性を、実際の〈つづき物〉を見ることで析出する。そして最後に、「文芸上の主筆」で、〈新聞小説〉という概念の立ち上げを主導した逍遥の『小説真髄』における〈小説〉意識の問題と対読者の問題とを確認した上で、実作としての〈新聞小説〉を逍遥がどのようなものとして期待していたかという志向性について分析したい。

Ⅱ

或る人閑人を詰りて曰く足下等の従事する処の読売新聞に記載する処の続話しハ殊更に奇異の説を構造し又ハ猥褻の字句を挾さむ等の事なしと雖も其書く処のもの小説に類し然も趣意も無く寓意も無く唯事実を述るに過ざれバ此の如きものを他の雑件と混載せんよりハ寧ろ純然たる小説を編述し之を別欄に記載するに如ずと是甚だ正当の説にして閑人の大いに賞賛する処なり

右は、明治一八年一二月二七日付『読売』の「読売雑譚」に掲載された聯画閑人加藤瓢乎「新聞紙の小説」の一節である。ここでは、「閑人」が「或る人」から、「雑報」欄に〈雑報記事〉（「雑件」）と〈つづき物〉とを「混載」させる

よりは、「小説」欄を新たに設けて「純然たる小説」を掲載することを助言され、それに「閑人」が賛同の意を示している。そして、これより数日後の明治一九年一月四日付『読売』第三面の「〇社告」は、「社会の進歩するに随ひ新聞紙を改良するハ当然の事」とし、そうした「改良」路線の象徴的出来事であるといわんばかりに、「本日より記載を始めたる下段の小説」への注目を促している。この「下段の小説」とは、同日付「読売」の第二面に掲載された聯画閑人翻訳によるジョージ・オネー「鍛鉄場の主人　第一回」であり、同年三月二〇日まで休刊日を除き毎日連載されることとなる。ここに「新聞小説が誕生」[7]したとひとまずいえるだろう。

ちなみに、稿者の調査によれば、こうした「小説」の連載は、「雑報」を中心とした第二面（あるいは第三面）の「下段」に掲載された。この時期の『読売』の紙面は、それぞれの面が五段組になっており、各段は紙面を横切る形の線で仕切られているが、「小説」が掲載された「下段」（第五段）と第四段との間の線は、他の段を仕切る線よりも太い。すなわち、「雑報」と「小説」とを同一面に掲載しながら、「混載」を避ける工夫がなされているといえるだろう。ただし、このような「下段」を「雑報」と緩やかに差異化する仕方は、饗庭篁村「〇雪の下萠」（第十回）の最終回が掲載された明治一九年一二月三〇日をもって終了し、翌年一月三日より連載が始まった聯画閑人「換骨奪体　書替倭文章第一篇」[8]より以降は、主に第三面の第四段半ばから第五段にかけてを「小説」が占めるようになり、他の雑報記事との差異化は、第四段半ばに縦長の装飾的記号（あるいは縦線）を配置することで行う仕方に変更される。こうした差異化の仕方の変更は、連載「小説」一回分の分量の増大を企図した編集方針の転換の結果であると推測される。そして、「小説」と明記した「小説」欄が設立され、完全に「雑報」欄から「小説」が独立するのは、明治二二年一一月一四日の付録第二面に掲載された露伴「◎奇男児」（第二回）以降である。

話題を聯画閑人加藤瓢乎「新聞紙の小説」に戻すと、「或る人」の助言とは、「雑報」欄における〈つづき物〉を、新設された「小説」欄に掲載することへの誘いではなく、「趣意も無く寓意も無」い〈つづき物〉の全廃と、「純然たる小説」の「編述」とへの勧誘であり、極めて改良主義的な言説であるといえる。

この「新聞紙の小説」と、この言説以降の『読売』の紙面編集上の動向を詳細に分析した本田康雄によれば、「『読売新聞』においては、事実の報道なのか創作なのか性格の曖昧であった続き物は消失し、雑報欄はニュース記事だけとなり、小説欄に「小説」が発表されることになった」[9]というが、前述したように、「雑報」欄と「小説」欄とはおよそ四年間未分化なままで、「小説」欄の独立は明治二二年末まで待たれねばならない。本田はさらに「「続き物」が飛躍的に「小説」に変質した」ともしているが、だとすれば、「或る人」の助言は、〈つづき物〉の書き手に十全に浸透し、「飛躍的」に〈つづき物〉の書き手は〈新聞小説〉の書き手へと「変質」していったのであろうか。あるいは、〈つづき物〉の書き手は『読売』から事実上追放され、新たに〈新聞小説〉の書き手が『読売』に参入してきたのであろうか。本田はこの「或る人」を坪内逍遥であるとしており、逍遥が客員として招かれる明治二〇年の直前という時間的前後関係やその発言内容から判断するに、稿者もその主張に異論はないが、明治二三年の逍遥・紅葉・露伴の同時入社という事態は、新たに〈新聞小説〉の書き手が『読売』に参入してきたことによる「飛躍的」な「変質」を裏付けるのであろうか。

確かに、平田由美「明治中期読売新聞文芸関係記事目録」(『京都大学人文科学研究所調査報告　36号』京都大学人文科学研究所、一九八九・一〇)に依拠すると、「雑録—続き物」の数は明治一九年の三九から明治二四年の一四を最後に、明治二七年ごろには一桁台にまで落ち込んでいくもの[10]の、明治一〇年代末に表明された逍遥の〈つづき物〉全廃への意志が直ちに浸透したとは言いがたく、また〈つづき物〉の書き手と〈新聞小説〉の書き手とが明治二五年前後に

おいて並存していた事実は、恰も同一の書き手において起ったかのような〈つづき物〉から〈新聞小説〉へという、明確でスムーズな何らかのパラダイムチェンジ＝〈断絶〉を読解する本田の主張を斥けるだろう。さらに、『読売新聞八十年史』（読売新聞社、一九五五・一二）における、紅葉もしばしば雑報の筆を執ったとする発言（上司小剣「U新聞年代記第八景」）をもとに、土佐亨は「新聞社を中心に雑報種が集められ、あるものは小説になり、あるものはそのまま雑報になるなどの選択がなされていたと考えることができよう」[11]と推測しているが、柳田泉の「「つづきもの」と特別の言葉でよんでいても、実質は雑報なのであり、それの二回以上つづいたものが「つづきもの」なのである」（柳田泉「時勢と文学」『明治初期の文学思想　上巻』春秋社、一九六五・三）との〈つづき物〉定義を参照するまでもなく、〈つづき物〉と〈新聞小説〉とを、同じ書き手が同時期に執筆していたという当時の言説風土が浮かび上がってくるといえ、そうした言説風土を鑑みれば、スムーズに遂行された〈断絶〉というよりはむしろ、新聞という媒体において言説を生成していった書き手が共有していたであろう、内的な〈葛藤〉を汲み取らねばならないはずだ。そして、〈つづき物〉全廃と「純然たる小説」の「編述」とを企図し、後に「文学上の主筆」としてそれを指揮し、実践していかなければならなかった逍遥も、そうした書き手の一人に他ならなかったであろう。

ただし、同じ雑報種から書き手が〈つづき物〉か〈新聞小説〉かという表現様式を意識的に選択していたとすれば、当然のことながら、表現様式において〈つづき物／新聞小説〉の差異が存在していたであろう。ゆえに以下では、明治二〇年代前半の『読売』紙上における〈つづき物〉性について分析してみたい。

Ⅲ

明治二〇年代前半の『読売』紙上における〈つづき物〉性を考察する上で大きな示唆を与えてくれる重要な論考に、先でも触れた土佐亨の「紅葉初期小説の方法―新聞小説の観点より―」（『日本文学』一九七三・五）があり、主に紅葉の新聞小説のみに関する言及ではあるが、ここで参照しておきたい。土佐はまず、『読売』紙上の社説「〇女学生の品行」（明治二三・二・一八）における、「去る二月五日の紙上に載せし女学生の没道徳と題せる一項我社の紅葉山人が物したる猿枕といふ小説中の事柄これらのあさましき事すさまじきものハ或ハ社友が目撃し又ハ伝聞したる事実なり」[12]との箇所を引き、紅葉「猿枕」（『読売』明治二三・二・一～五）の「素材」は「雑報的事実に由っている」とし、さらに「事実性を保証された「猿枕」は、小説でありながら報道の側面を持っていた」として、「雑報」と「小説」の「近似性」を指摘している。そして、ここでいう「事実性」ということを、ひとまず本稿での〈つづき物〉性とすることができるだろうが、土佐はまた、紅葉のこのような「雑報」への接近という事態が、本稿でも後に分析する逍遥「新聞紙の小説」（『読売』明治二三・一・一八～一九）の発表を分水嶺として、逍遥の主張する〈新聞小説〉のあり方（「小説」への「雑報」性の導入）を汲み取る形でなされたと分析している。

むろん、こうした「文学上の主筆」の主張を汲み取り、執筆という書記行為においてそれを反映させようとする動向は、紅葉に限らず、少なくとも『読売』紙上に「小説」を書く書き手において見られたことであろうし、土佐論の主張するように、この時期の〈新聞小説〉は「事実性」＝〈つづき物〉性を積極的に内包していこうとする運動のもとに成型されていくだろう。ただし、土佐はこの「事実性」＝〈つづき物〉性の内実には踏み込もうとしていないのであり、

また逍遥「新聞紙の小説」についても、「「小説神髄」における対読者の問題を清算的に俗化」したものとし、「大衆性と接近した地点で発想された戯作の改良と云う「小説真髄」の主眼も、ここではほとんど断念され」たとしか理解していない点には疑義を呈さなければならない。そこで本章では、土佐の言及した「〇女学生の品行」や、それ以後明治二三年から明治二四年末にかけて、二度に亘って展開される、「女学生の醜聞」「女学生の弊風」といった女学生の品行の悪さをスキャンダラスに描出した〈つづき物〉などを概観することで〈つづき物〉性の内実を析出し、次章で逍遥「新聞紙の小説」を再検討したい。

「〇女学生の品行」が目的としているのは、むろん紅葉「猿枕」の「事実性」を保証することなどではなく、女学生の「品行」の悪さという「事実」の「報道」にあったであろうが、ここでいう「事実」とはいかなるものであったのだろうか。

> 頃日流伝する女学生の品行に就ての風説ハ尽く根拠なきにあらざるが如し否我社の紙上に先頃来掲載せし事項の如きハ頗る根拠ある風説なりと余輩の信ずる処のものなり去る二月五日の紙上に載せし女学生の没道徳と題せる一項我社の紅葉山人が物したる猿枕といふ小説中の事柄これらのあさましき事すさまじきものハ或ハ社友が目撃し又ハ伝聞したる事実なり伝へ伝ふる間に多少の修飾の加りたるかを知らずと雖も慥かなる事実なりと受合たる人あるなり

ここでいう「事実」とは、「根拠ある風説」なのであり、それは社員ではなく「社友」が『読売』に持ち込んだ「雑

報種」であることがわかる。そして、その「社友」は、「事実なりと受合たる人」その人に他ならないが、情報の「事実」であることを保証する責任を引き受ける身振りを示している。しかし、この論説を執筆した記者の側では、「伝へ伝ふる間に多少の修飾の加」わった可能性を示唆しており、情報伝達の場所に複数の人物が介在することによって、「事実」が〈正確〉ではない情報へと転化してしまった可能性を否定しない。すなわち、ここでの「事実」とは、一人の「社友」に保証された「事実」であって、報道倫理に裏打ちされた〈正確〉な情報の提供ということがここに放棄されているといえる。では、そのような「事実」を「報道」することの目的は何であったか。

女子も亦教育せざるべからずと雖も斯の如き風説の伝はる様にてハ（中略）余輩こゝに断言せん向後若し女学生の所業に就て醜聞を聞込時は遠慮なくこれを紙上に記載して余す所無かるべしと然かして反省せしめずんバ悪風俗の弥よ蔓延せんことを畏るゝが故なり然りと雖もこの悪習を止めんが為にハ新聞紙の筆誅のみを以て足れりとすべからず当局者たる者女子教育の方針其もの、方針に就て考ふる所無くして豈可ならんや（「〇女学生の品行」）

記者によれば、「風説の伝はる」こと自体が問題なのであり、ここでもやはり情報の〈正確〉さは問題の外部に配置されるが、にもかかわらず、実際的な問題としての「悪風俗」の「蔓延」が論理的飛躍を伴い危惧されていく。注目すべきは、そうした「悪風俗」の「蔓延」という事態と「女子教育」とが隣接した問題系にあるとされていることだ。女学生に関することであるから、当然といえば当然だが、ここで主張されているのは、「女学生」の「品行」の〈改善〉に向けた指導などの実践に代表されるであろう、学校を主体とした社会管理化の推進と見るべきではない。というのも、

この時期の『読売』の社説などでは、女学校や女学生に関するものをしばしば掲載しているが、そこでは一様に「近日世間に喧すしき女学校と女生徒に関する評判を伝聞せられしならん男女同権的教育の結果は豈畏ろしきものにやあらずや（中略）女子にして男子と同じき教育を受け男子と同じ自由を得男子と同じ情欲ある以上其道楽を為す何ぞ怪しむに足らん（中略）道楽なる婦人を養成し教育する女学校を要せざるなり」（「〇女学校と女生徒」明治二二・六・九）というような主張が繰り返されており[13]、「品行」の悪い「女学生」を創出する装置として、「男女同権的教育」を遂行する「女学校」がみなされていくという背景があるからだ。これらの言説には、男子と同じ「情欲」を持った女学生が「男女同権的教育」を受け、男子と同じ「自由」を獲得することで、女学生の性行動が奔放になり、ゆえに「醜聞」言説が流布するという、自動化した思考回路があるが、「婦人をして文学に熱中せしむるハ頗る弊害ある事なれども今日の女学校ハ概して文学を重んずるの風習ありて公然和歌小説の類を教科書中に加ふるもの多しこれ蓋し女子教育が物議を引起したる一大原因なるべし」（「〇婦人と文学」『読売』明治二四・六・九）というように、「文学」や「小説」は、女学生の「醜聞」言説の流布という事態を惹起する「一大原因」としてみなされていくだろう。この辺りのことは後でも触れるが、いずれにせよ、「〇女学生の品行」ではそのような女学校不要論が展開されると同時に、「醜聞」に対する新聞紙上における「筆誅」が予告され、実際二日後の二月二〇日から同月二八日までの九日間（計九回）、「女子に関する醜聞」（二月二三日から「女子の醜聞」）と題する〈つづき物〉が連載されることとなる。第一回には、「教科書を質屋の庫に蟄居させて少しの銭を得るや否や」、牛鍋屋に朋友と入り、「傍若無人」な振る舞いをする「両国より西南にあたる某校生徒」の話と、「女学修行中」に近所の書生に学資を貢ぎ、妊娠をして放校となり、「水仕奉公」（「下女」）に出たという元女学生の話が掲載され、「苦々しき世の様や（つゞく）」と締め括られている。しかし、重要なのは、これらの

話の内容ではむろんなく、こうした〈つづき物〉の連載途中から、『女学雑誌』や『国民新聞』との間に引起された論議の方であろう。

『女学雑誌』誌上ではまず、「読売新聞は近来毎日の様に「女学生の醜聞」と題するつゞきものを出し、漠然捕捉しがたき筆法によりて連りに女学生を罵れり、吾人細かに其文を味はふに殆んど確認し得べきものを見ず」（「〇女学生の醜聞」明治二三・三・一）、「只だ巧みに記事を長くして読者に売らんとするに於ては、あゝ吾人それ之を何とか云はん」（「〇風聞の出処」同前）、「読売記者の如き筆法は果して女子教育に益する処ありや（中略）記者もし自から明記しがたしと云はゞ乞う吾人に材料を与へよ、吾人は一々明白に其女学校及び女生徒の名を公にすべし」（「〇よし之ありとするも」同前）などと、いちおうは連載そのものが与える「女子教育」への弊害に留意するものの、話題の中心は、読者獲得のために〈事実〉を針小棒大に膨らませ、〈虚構〉を交えて物語化するその「筆法」への非難であるといえるだろう。すなわち、「〇女学生の品行」（『読売』）がいかにその「醜聞」の「事実」であることを主張したとしても、『女学雑誌』側では〈正確〉な情報としての〈事実〉ではないことが前提化されており、そこには〈つづき物〉への根強い不信感がある。すなわち、〈新聞小説〉と〈つづき物〉とは、ともに〈事実〉と〈虚構〉とが折衷した言説であるという意味で同質であり、両者の差異の発生は、書き手がその言説を「事実」の「報道」として規定し、それを前景化するか否かに依存しているといえるだろう。もちろんそうした〈つづき物〉として書くという書き手の判断を後押ししているのは、〈虚構〉が混入していることは周知のこととして了解しつつも、そこに〈事実〉の痕跡を見出そうする欲望主体としての読者の存在であったことは明らかだ。逆に言うと『女学雑誌』が危惧しているのも、「〇女学生の醜聞」が〈つづき物〉として自己表象していくことによって、それが全くの〈虚構〉であるかもしれないにもかかわらず、多くの読者に

よって不在の〈事実〉が発見されてしまうことなのであり、発見された〈事実〉を根拠に「男女同権的教育」の不要に傾斜した力学が「女学生」に影響を及ぼすことであっただろう。

だからこそ『女学雑誌』は、「女学校及び女生徒の名を公にすべし」と実名報道を要求することで、「醜聞」言説の〈事実性〉を払拭しようとするのであり、同様に「〇女学生の醜聞」を「教育界の一大害物」とする『国民新聞』も、その記事の「擬似曖昧」さを指摘し、「何ぞ公然、堂々然、其の汚濁なる校名を特筆し、其の腐敗したる女学生徒の姓名を大書せざる」（「女学校の怪聞に就て」明治二三・二・二七）と、記事の〈事実〉である根拠としての実名を要求していく。『読売』側はこうした要求に対し、「余輩自ら其名を公にすることを好まず」（「女学生の醜聞に就いて」明治二三・三・二）として応じず、『女学雑誌』が「新聞紙は果して事実を記するものなりや、想像を記するものなりや、若くは虚構の説を記するものなりや」（「新聞紙の不徳」明治二三・四・五）と、〈つづき物〉の「不徳」性を嘆いて論議自体は終息する。

いずれにせよ、これらの論議を通して浮上してくる『読売』の〈つづき物〉性とは、〈つづき物〉という言説自体が〈事実〉であるかを問題にせず、〈事実〉であると偽装することであって、すなわち、〈つづき物〉をそのように規定する主体としての書き手の身振りや態度そのものであるといえるだろう。そして、そのような〈つづき物〉性に裏打ちされた〈つづき物〉の「不徳」性が暴露されていくにもかかわらず〈つづき物〉が生産され続けた理由は、同時代的な〈つづき物〉の流行という、商業主義的な側面が大きかったであろうことは、「巧みに記事を長くして読者に売らんとする」とした『女学雑誌』の批判からも明らかである。

ところで、「女学校の怪聞に就て」（『国民新聞』）において、「〇女学生の醜聞」を執筆した記者が暗に「為永春水的

の腐敗骨頂漢」と表象されていくことからは、「〇女学生の醜聞」という〈つづき物〉が近世的な〈稗史小説〉と同一線上のものとされていた認識の布置を確認することができるが、だとすれば「為永春水的」〈稗史小説〉の延長線上に、〈つづき物〉のこれまで見てきたような性質とは自ずと異なる側面を見出すことが可能であろう。そして、『小説神髄』（松月堂、明治一八・四）[14]において「勧懲」を主眼とする〈小説稗史〉の否定を通して〈小説〉を構想したとされる逍遥が、〈新聞小説〉を提唱した当初において、「読売新聞に記載する処の続話しハ殊更に奇異の説を構造し又ハ猥褻の字句を挟さむ等の事なしと雖も」と、『読売』の〈つづき物〉を擁護しつつも、〈つづき物〉の一般的な「奇異」「猥褻」さを主張しながら、『読売』紙上での〈つづき物〉全廃と「純然たる小説」の「編述」とを主張していくとすれば、逍遥が「為永春水的」な〈小説稗史〉をどのようなものとして位置付けていたのかということの再検討が、逍遥の志向した〈新聞小説〉を考察する上で必要なようだ。そこで以下では、『小説神髄』における「為永春水的」〈稗史小説〉の位置付けを見ながら、そうした位置付けと逍遥の志向した〈新聞小説〉との関係を再検討してみたい。

Ⅳ

逍遥は『小説真髄』の「小説の主眼」の章の冒頭で、近代的な〈小説〉の概念定義のために次のように述べている。

小説の主脳は人情なり世態風俗これに次ぐ人情とハいかなる者をいふや曰く人情とハ人間の情欲にて所謂百八煩悩是なりそれ人間ハ情欲の動物なるからいかなる賢人善者なりとていまだ情欲を有ぬハ稀なり賢不肖の弁別なく必ず情欲を抱けるものから賢者の小人に異なる所以善人の悪人に異なる所以ハ一に道理の力を以て若くハ良心の力に頼

りて其情欲を抑え制め煩悩の犬を攘ふに因るのみ

ここでいう「主脳」とはいかなるものか、この時点では判然としないが、いずれにせよそれが「人情」＝「情欲」＝「煩悩」であることが示され、〈賢者・善人／小人・悪人〉の別なく人間が保有しているものであることがわかる。むろん、ここでも「人情」とは何かということが示されているわけではないが、同章では、死体を解剖しその「筋骨」を「観察」する「油絵師」と類比させる形で、「小説作者もまづそのごとく性の醜きものも情の邪なるものも敢て忌嫌ふことをバなさで心をこめて写さずもあらバいかでか人情の真に入るべきさハとて淫猥野鄙にわたれる隠微に過たる劣情をさへに写しいだせよといふにハあらず」としており、すなわち、「人情」の一断面として、人間心理を解剖していった結果その内奥に「観察」しうるであろう「性の醜きものも情の邪なるもの」ということが挙げられているといえるが、それは「淫猥野鄙にわたれる隠微に過たる劣情」とは差異化されるものとして定立されねばならないとされる。では、〈性の醜きものも情の邪なるもの／淫猥野鄙にわたれる隠微に過たる劣情〉が差異化される地点とはどこにあるのか、それに関連して逍遥は「小説の裨益」の章で次のように述べている。

小説は情を主として其脚色をばまうくるものゆゑ男をなごの情話のごときハもつとも必須の材料なりかし（中略）真正の小説にも主として男女の相思をとけども彼の為永派の作者の如くにいふ可らざる隠微を穿ちて卑猥の情を写さんとハせずたゞ人情の秘蘊をあバきて心理学者がときもらせる心理を仔細に見えしむるのみ

ここでは、〈真正の小説〉において「もつとも必須」である「脚色」＝「材料」として、「男をなごの情話」、あるいは「男女の相思」というものが挙げられるが、そのような「脚色」＝「材料」を、「心理学者」が患者の「心理」を見るように「写」すことで、「人情の秘蘊をあバ」くことが、〈真正の小説〉を書く主体としての「小説作者」に要請されている。ここでもやはり「人情の秘蘊」とは何かを追及することは遅延され、またそもそもなぜ「人情の秘蘊」を明らかにするために、「男をなごの情話」などの「脚色」＝「材料」が特別に選択されねばならなかったのかの理由が示されることはないが、注目したいのは、逍遥が「彼の為永派の作者の如くにいふ可らざる隠微を穿ちて卑猥の情をバ写さんとハせず」としていることである。ここでは〈小説作者／為永派の作者〉が差異化されているわけだが、この差異は明らかに「脚色」＝「材料」の違いにあるのではなく、それを「写」す際の態度、すなわち、「人情の秘蘊」を探求するのか、表面的な「卑猥の情」を描出することを目的とするのか、この態度の差異に決定的に関わっているといえるだろう。またこうした思考形式は、「人間といふ動物にハ外に現るゝ外部の行為と内に蔵れたる内部の思想と二條の現象あるべき筈なり」（「小説の主眼」）との主張とも無関係ではないはずで、同じ「脚色」＝「材料」としての「行為」を「写」すにしても、その「行為」の「内部の思想」を「写」そうとする意志＝態度があるかないか、そこに〈小説作者／為永派の作者〉の差異が生じるというのだ。

このように逍遥は、〈小説作者／為永派の作者〉の差異を、「作者」の態度の問題として把握する一方、「外部の行為」の描出を目的とした〈似而非なる小説稗史〉と「読者」との問題にも言及していく。

似而非なる小説稗史のしバ〳〵世上にあらわるゝハ其罪読者の方にありて作者にあらずといはんも不可なし何とな

れバ作者ハ総じて時好に応じて著作の筆をバ操るものなるからもし世の人が高雅にして淫靡になづめることなくんバなどてか猥褻卑野なりける小説稗史をものしつべき（「小説の裨益」）

ここでは、「猥褻卑野」な〈似而非なる小説稗史〉が書かれるという事態を一義的に「罪」とし、その「罪」を全面的に負っているのは、「作者」ではなく「読者」だとしてその共犯関係を否認するのだが、その理由として「作者ハ総じて時好に応じて著作の筆をバ操る」ことが挙げられ、すなわち、「外部の行為」のみを描出した「猥褻卑野」な〈似而非なる小説稗史〉を欲望する「読者」が存在するがゆえに書かれざるをえないのだという。いわば需要があるから供給するという資本主義的な互酬関係の一方に〈似而非なる小説稗史〉は配置され、その商品としての性格が浮き彫りにされているといえるだろう。さらに逍遥は「近くば米国などに於ても小説稗史に刺激せられて道ならぬ恋に迷ひそめたる童男童女もありしと聞きにき」（「小説の裨益」）などと、「小説稗史」が「童男童女」という若い「読者」に与える悪影響を危惧しているが、こうした発想と、後に「小説」を読むことと女学生の「醜聞」言説の流布ということとが連動したものとして考えられていく思考（前掲「〇婦人と文学」『読売』）とが、連絡していくものであることは言うまでもない。むろん、「〇婦人と文学」における「小説」がどのようなものを指示しているのかは不明であり、広義の「小説」であった可能性もあるが、逍遥もそのような「童男童女」への悪影響ということが、必ずしも「猥褻卑野」な〈似而非なる小説稗史〉のみが引起す事態であると考えているわけではなかった。

西洋にても東洋にても小説を玩具のやうにこゝろえまだ嫩若き童男童女に与へて読ましむる風慣ありこハいと危険

なる習慣といふべし（中略）婦女稚童ハ蒙昧にてもとより事理に暗きものなり小説を読みて其脚色の奇なるを喜ぶべしといへどもいかでか寓意をさとり得べき（「小説の裨益」）

逍遥はここで、「童男童女」は「蒙昧」で「事理に暗」いため、〈真正の小説〉を読んでも、その「寓意」＝「内部の思想」を看取できず、「脚色」＝「外部の行為」を「喜ぶ」だけだとする。すなわち、その場合〈真正の小説〉の〈性の醜きものも情の邪なるもの〉としての「脚色」＝「材料」は、〈似而非なる小説稗史〉の〈淫猥野鄙にわたれる隠微に過たる劣情〉と何ら差異のないものとしてしか機能せず、「小説の裨益」が発揮されないどころか、「米国」の例にあるような「危険」があるというのだ。ここではもはや、〈真正の小説〉が「人情の秘蘊」を探求する態度に依拠して執筆されたということは何らの免罪符にもならず、「童男童女」にとって、〈性の醜きものも情の邪なるもの〉を「脚色」＝「材料」とする〈真正の小説〉は、擬似的な〈似而非なる小説稗史〉に他ならないのであり、〈真正の小説〉は読者如何によって、「行為」の「内部の思想」を「写」そうとする意志＝態度に依らない〈似而非なる小説稗史〉に豹変するだろう。だとすればこの場合、「童男童女」に与える実際的な効果という側面において、〈真正の小説〉における「男をなごの情話」・「男女の相思」といった「脚色」＝「材料」自体が、「危険」の根源として浮上してくるといえる。もちろん、こうした問題は、〈小説〉には「脚色」＝「材料」としての〈性の醜きものも情の邪なるもの〉が「必須」であるという発想から離脱すれば解決できるのだが、明治二三年の「新聞紙の小説」に至ってもこの発想は継受され、また「童男童女」に対する〈真正の小説〉の「危険」性に関する思考も同様に引き継がれていったのではないだろうか。

まず、「新聞紙の小説」（『読売』明治二三・一・一七、一八）における逍遥の「読者」に対する認識から確認してお

きたい。

新聞紙の読者ハ少人数にあらずして（内実ハ兎も角も表向きハ）社会全体なれバ賢愚老少男女を問はず皆新聞紙を読むといふことを忘る可らず、是新聞紙と冊子と異なれる要点にして冊子の著者と新聞紙の記者と用心を異にすべき所以なり或意味にて言へバ冊子ハ割合に有限なる読者を有し新聞紙ハ割合に無限なる読者を有す

ここでは、〈新聞小説／冊子の小説〉が峻別されているが、その理由は「読者」の〈無限／有限〉の別に起因しているという。ただし、別の箇所では「就中小説は少年の注意を惹くものなれバ不本意の危害を醸すことあらん若しかの美術といふものが絶対的にいはるものならば吾等ハ信ず裸美人の像も浅しき筋の書も（その手際だに巧妙ならバ）共に美術の仲間に入るべし併さるハ絶対的にいふ美術の美にして社会に見すべきものとハ思はず」「若し卑しき小説の我欄内に上ることあらんに親達敏く之を認めて其子女の読むを禁ずるを得べきや」ともしていることから、問題は単純な「読者」の〈無限／有限〉の別ということではなく、「少年」「子女」という「読者」層の問題が、ここでは強く意識されているといえる。さらにここでは、「裸美人の像」などを引き合いに出して、それらを「絶対的にいふ美術」としつつも、「不本意の危害」を与えるがゆえに「社会に見すべきもの」ではないとしているが、こうした思考が、『小説神髄』で主張されていた、〈真正の小説／似而非なる小説稗史〉を峻別しえない「童男童女」が〈真正の小説〉を読むことの「危険」性の問題と重なり合うことはいうまでもないだろう。そして、逍遥は「蓋し新聞紙の小説ハ純然たる文学的小説を以て見る可らずるよし美術として欠くる所あるも新聞紙たるの義務即ち広く益し広く楽ますといふ点に於て本分を尽す

所あれバ十分賞美して当然なるべし」と、〈新聞小説〉を「美術」としての〈真正の小説〉から分割していくのだが、この時、「童男童女」という「読者」を想定することによって、「男をなごの情話」・「男女の相思」といった「脚色」＝「材料」を〈真正の小説〉から削ぎ落とした所に、〈新聞小説〉が成型されることが志向されていたといえる。

すなわち、このような「新聞紙の小説」における〈真正の小説／新聞小説〉の分割への意志は、あくまで新聞紙上における〈真正の小説〉執筆の断念であって、土佐の言うような「『小説真髄』の主眼」を「断念」したことの顕れではない。むしろ、『小説真髄』における固定的な「脚色」＝「材料」に依存した「美術」としての〈真正の小説〉意識を引き摺るがゆえに、〈新聞小説〉なるものが相対的に措定されねばならなかったのだといえる。そのことは同時に、『小説真髄』における「童男童女」を意識した対「読者」の問題に完全に束縛されていたことを意味するのであって、土佐の「対読者の問題を清算的に俗化」したとする見解は妥当ではないといえる。さらに逍遥は、「新聞紙も冊子も世の伝道師といふ点ハ同じ」、「新聞紙の小説ハ若年家の注意を惹くこと多し随ッてその惹きかた良けれバ益するところも多し」などと、〈新聞小説〉の「裨益」に大いに期待し、「裨益」の質的な差異こそあれ実利的水準における〈真正の小説／新聞小説〉の等価性までも主張していくのであり、また〈新聞小説〉の要領五箇条[15]を示した上で、それを遵守すれば「今の或種類の作よりも真の文学に近かるべし」と、「美術」という水準においても〈真正の小説〉に接近しようとする志向性さえも見せるというように、念頭には常に『小説真髄』における主張があったといえるだろう。

一方、逍遥は「（稿者注、新聞）小説にも当世の事情を報道するの意を含ませ」として、〈新聞小説〉に「報道」としての側面も要求するのだが、〈つづき物〉に「奇異」「猥褻」という一般性を見出し、〈つづき物〉全廃を主張していた逍遥が、「雑報」と同じ「雑報種」に取材することを書き手に求めたとは考えられない。例えば紅葉「猿枕」などがそ

うであるように—仮にそれが〈真正の小説〉を執筆する態度に基づいていたものだとしても、「為永春水的」と表象され、いわば〈似而非なる小説稗史〉に近似する「〇女学生の醜聞」と同じ「雑報種」を用いることで、その「脚色」＝「材料」を共有することなど、逍遥の志向した〈新聞小説〉とは程遠いものであったのではないか。すなわちここでの「報道」とは、「当世の事情」を伝達するという、『小説真髄』にいわゆる「世態風俗」を写すという意味で使用されたはずだが、実際の〈新聞小説〉は、「猿枕」などのようにしばしば「雑報」と同じ「雑報種」や「雑報」そのものに依存することによって、「雑報」＝〈つづき物〉における〈事実〉であると偽装する身振りや態度、すなわち〈つづき物〉性を潜在的に充填し、「脚色」＝「材料」をも分有しながら自己組織化していくだろう。

V

このように、この時期の『読売』の〈新聞小説〉は、逍遥「新聞紙の小説」を契機として変質するが、その変質の内実は、逍遥「新聞紙の小説」の意向に逆行するものであったといえる。ただし、「男をなごの情話」といった「脚色」＝「材料」を〈真正の小説〉から排除した所に、〈新聞小説〉を定立していこうとする逍遥の志向自体は、「稗史小説及び所謂人情本にして父子夫婦兄弟姉妹の前に繙くべからざる者枚挙するに暇あらず」（「◎風俗取締の区域に就て」『読売』明治二四・一〇・二）とした、『読売』「社説」に見られる方針と合致するものであったはずだ。そして、小波の「緑源氏」が「明日の紙上より漣山人の新著「緑源氏」といふ純雅高潔の小説を連載すべし」（「◎新小説披露」『読売』明治二五・一・七）というように紙上で喧伝されてもいたとすれば、『読売』側が「緑源氏」を〈似而非なる小説稗史〉と差異化したところにある〈新聞小説〉として認識していたということもできるはずである。にもかかわらず、

「緑源氏」が「風俗壊乱」の廉で発行停止処分を受けたとすれば、〈新聞小説〉の在り方そのものの見直しが図られたと考えるのが妥当だろう。

「緑源氏」の物語内容は、東京三田に邸宅を構える伯爵水原輝政と官立女学校の教師である光子との姦通、及び光子による伯爵の息子輝彦への「誘惑」という、二つの軸により成立しており、光子が自らの布団に輝彦を呼び込み「接吻」する第一三回をもって停止処分を受けている。解停後に連載は再開し、一二回ほど連載されるものの作者の病気を理由に中絶するが、そもそもこの「緑源氏」は「一番明治の源氏物語を試みようと云ふ、大それた考」（前掲『我が五十年』）に基づいて執筆されたといい、「ませた美少年が年上の女に誘惑される経路」という「脚色」＝「材料」が停止理由であると自覚されてもいた。このことは、「源氏物語」のパロディを試みるという「大それた考」に「緑源氏」が依拠して執筆されたとしても、内務当局者によってはそうした書き手の態度は看取されず、当局者によって読解された「脚色」＝「材料」の〈猥褻性〉の程度如何によって禁止の対象となるという事態の出現を意味していたのであり、「緑源氏」の発行停止処分という出来事は、後の〈自然主義〉の時代において論議されることとなる、検閲基準の曖昧さという問題系[16]の発端ともいうべきものとして、まさに「レコード」となったといえる。しかし、このような当局者側の「脚色」＝「材料」だけを検閲の際に問題化していくという仕方、及びどこまでが許容される「脚色」＝「材料」なのかの基準の曖昧さということは、逍遥の期待する〈新聞小説〉が書き手の態度ではなく「脚色」＝「材料」のみに拘泥する所に想定され、「男をなごの情話」という「脚色」＝「材料」とはいかなるものかということの定義を欠落させたまま議論を進めていくという仕方と、目的に差異はあれども同一の水準にあったといえるだろう。

「緑源氏」発行停止の日の小波の日記には「午後源氏送ル帰／て報して曰く風俗壊乱につき発行停止／直ちに謝罪状

ヲ社と紅葉へ遣はす」[17]とあり、『読売』における紅葉の存在の大きさを窺わせる。それは、逍遥の直接的な影響も薄れ、既に〈新聞小説〉欄が紅葉と硯友社社員の独壇場となっていたことも無縁ではないが、同時に、〈新聞小説〉の在り方そのものの見直しということを、『読売』社員としての紅葉自らが先頭に立って実践しなければならないことをも意味していたであろう。「緑源氏」連載中絶後、およそ一〇日間のブランクを挟んで明治二五年三月六日から紅葉の「三人妻」の連載が開始されているが、この「三人妻」では、一〇月一八日の第三六回と翌年五月七日の第五二回との二回に亘り、登場人物のお艶が肉体を露にする場面で伏字が用いられている。そして、稿者の調査によると[18]、紅葉のそれ以前の〈新聞小説〉はもちろん、『読売』紙上の〈新聞小説〉（「小説」欄が設けられる以前の、二・三面「下段」に掲載された「小説」を含む）において、伏字が用いられたことはそれまでに一度もないとすれば、この伏字の実践は、「緑源氏」の発行停止処分を目の当たりにした紅葉が、検閲を意識することで、すなわち逍遥が期待したのとは別の経路から、逍遥の提唱する〈新聞小説〉に接近していったと見ることができるかもしれない。

だが、伏字という可視的な言説の空白化の仕方には、むしろ読者に喚起する想像作用のあることが容易に想像できるとすれば、単純に「三人妻」やそれ以後の〈新聞小説〉から、逍遥の思惑通りに「男をなごの情話」なる「脚色」＝「材料」が排除されていったということではおそらくない。むしろ、書き手が〈排除しきれぬ／する意思のない〉そうした「脚色」＝「材料」を、検閲を意識しながら隠蔽しようとする際に、可視的な伏字を用いるという仕方ではなく、空白化のための伏字自体を空白化するようにして、すなわち、不可視化されたそうした「脚色」＝「材料」を内包させながら、それ以後の〈新聞小説〉は自律していったのではないだろうか。もちろん、このような〈新聞小説〉自律化の経路についてはいまだ憶測の域を出ないが、〈自然主義〉の時代において「〃空白〃」と「肉」とを遭遇させる読書形態」

が共有され、生田葵山「都会」（『文芸倶楽部』明治四一・一二）のようにそうした〝空白〟自体が検閲の対象となっていくとすれば、[19]「緑源氏」を経た「三人妻」以降の〈新聞小説〉、ひいては〈小説〉がいかにして〝空白〟を設定しながら、自律していくのかということの再検討が必要だろう。その意味で、〈新聞小説〉なるものが、ゆらぎを孕みつつも逍遥を中心に立ち上げられようとしていたこの時期に、「緑源氏」が発行停止処分を受けたことそれ自体の意味を問い直す作業も今後の課題として残されているであろう。

注

1　有山輝雄『徳富蘇峰と国民新聞』（吉川弘文館、一九九二・五）が『警視庁統計書』から作成した、明治二四年度の『読売』一日平均発行部数を参考とした。

2　『読売新聞百二十年史』（読売新聞社、一九九四・一一）

3　『明治二十四年功程報告』（国立公文書館蔵「記録材料」に収録されている）。本稿は『内務省年報・報告書』（第十四巻、大日方純夫・我部政男・勝田政治編、三一書房、一九八四・五）を参照。

4　林原純生は「近代文学と〈つづき物〉―「絵入朝野新聞」からの問題提起―」（『日本文学』一九九三・四）において、机友處子「稗史小説を論ず」（『絵入朝野新聞』明治一七・八・一二）における「今日の稗史小説若しくハ新聞小説に所謂続物」などの発言を引き、「〈つづき物〉と「稗史小説」の区別の曖昧性」を指摘している。

5　例えば、明治二二年一一月三日付『やまと新聞』は風俗壊乱の廉で発行停止処分を受けているが、対象となったのは、〈つづき物〉である採菊散人「茨の花（第五十七回）」であろう。

6　高木健夫『新聞小説史　明治篇』（国書刊行会、一九七四・一二）

7　本田康雄「第七章　新聞小説と坪内逍遥―自由民権思想の展開」『新聞小説の誕生』（平凡社、一九九八・一一）

8 「鍛鉄場の主人」と同じ原作者「ジョジ、オネー氏」の「セルヂ、パニーヌ」の翻案小説であることが前書きされている。

9 前掲、本田「第七章　新聞小説と坪内逍遥―自由民権思想の展開」『新聞小説の誕生』

10 平田「明治中期読売新聞文芸関係記事目録」（『京都大学人文科学研究所調査報告　36号』）は、明治一九年から明治二七年までの目録であるが、これに依拠すれば、「雑録―続き物」の数は、明治一九年―三九、明治二〇年―二四、明治二一年―一四、明治二二年―八、明治二三年―一一、明治二四年―一四、明治二五年―四、明治二六年―六、明治二七年―六、と減少傾向にある。

11 土佐亨「紅葉初期小説の方法―新聞小説の観点より―」（『日本文学』一九七三・五）

12 引用は『読売』紙上の原文より行った。

13 他に「○再び女学生と女学校とを論ず」（明治二二・六・一三）、「○女学生の醜聞あるハ教育家の罪なり」（明治二三・二・二〇）など。

14 『小説真髄』の引用に際しては、『明治文学全集16　坪内逍遥集』（筑摩書房、一九六九・二）を参照した。

15 「第一　小説にも当世の事情を報道するの意を含ませ成るべく当世を本尊とし現在の人情風俗又ハ傾き等をしめすべし／第二　誰が見ても同感し得べき事、さなくとも多数の人に解る事、即ち楽屋落にならぬやうにすべし／第三　親子兄弟並びて読むとも差支なきやうに／第四　過去の事又ハ未来の事を種とせバ成るべく当世と異なる点を今の人に知らしむるやうに／第五　所詮娯ましむると同時に当世の有様を報道するか然らざれバ多少教へ導く心ありたし」

16 金子明雄「メディアの中の死―「自然主義」と死をめぐる言説―」（『文学』一九九四・夏）によれば、明治四一年三月の〈出歯亀事件〉を契機として、〈自然主義〉＝〈出歯亀主義〉といった記号の連鎖が生じ、〈自然主義文学〉に対する「取締」が明治四一・四二年頃に激化するというが、同時に「取締」の基準の曖昧さが文学者の間で論議されていき、そうした基準の曖昧さを是正する機関としての「文芸院」を待望する主張が、そうした論議の中で繰り返されていく。

17 白百合児童文化研究センター叢書『巌谷小波日記[自明治二十年至二十七年]翻刻と研究』（慶應義塾大学出版会、一九九八・三）

18 調査は、明治一九年一月四日の聯画閑人翻訳「鍛鉄場の主人　第一回」以降、「三人妻」連載以前までの期間で行った。

19 中山昭彦「小説『都会』裁判の銀河系―空白の政治学―」『近代小説の〈語り〉と〈言説〉』（有精堂出版、一九九六・六）

附記

言説の引用に際し、旧字は適宜新字に改め、圏点・ルビ等は省略した。引用文に付した傍線は全て引用者による。